

誰もが利用しやすい図書館を目指して -障害のある学生・教職員への支援-

飯塚 潤一 (筑波技術大学)

1. はじめに

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下、読書バリアフリー法)¹⁾は、2019年6月に成立した。この法律の目的は、“障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与する”ことである。これは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、障害者差別解消法)²⁾を受けたものである。本稿では、読書バリアフリー法の概要と法律制定後の動向を紹介するとともに、あわせて図書館における対応方法を提案する。

2. 高等教育機関で学ぶ障害学生

2.1 障害学生の在籍者数

日本の大学(短大と高専は除く)で学ぶ障害のある学生(以下、障害学生)は44,448人で、全大学生数に占める障害学生の在籍率は1.44%になった(2022年5月現在、図1)³⁾。また、障害学生が在籍している学校数は693校となり、全大学の85.7%に障害学生が在籍している。

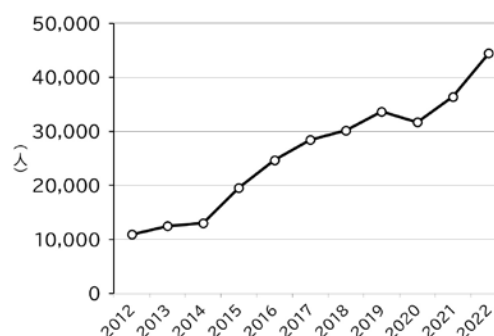


図1 障害学生の在籍者数の推移

障害種別では、視覚障害が766人、聴覚・言語障害が1,875人、肢体不自由が1,877人、病弱・虚弱が11,848人、重複が444人、発達障害が8,811人、精神障害が14,903人等となっている(図2)。このところの人数および在籍率の伸びは大きく、来年度、障害学生は5万人を超え、在籍率は1.5%を超えるのではないかと予想される。

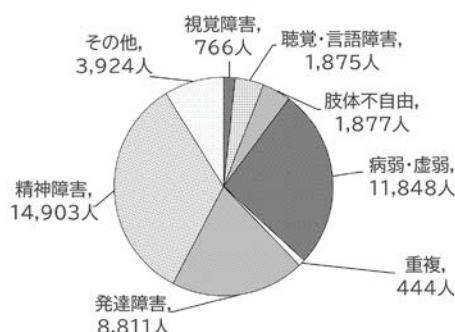


図2 障害別在籍学生数

2.2 障害学生に対する支援体制

上述の調査³⁾によれば、「対応要領または基本方針、規程等がある」「令和4年度中に策定予定である」と回答した大学は、81.1%に達している。また、障害学生支援に関する「専門委員会を設置」「他の委員会が対応」を合わせると、全大学の93.0%が何らかの組織がある。大学附属図書館関係者は、記載内容や検討事項などを確認しておくが良い。

3. 障害者差別解消法について

3.1 図書館における障害者とは誰か

障害者差別解消法第2条で『障害者』は次のように定義されている(下線は筆者による)。

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

この条文では、障害は社会(大学)が作り出したものと捉えられている(社会モデル)。すなわち、その解消には、社会生活を変える(“図書館利用環境を改善する”と読み替えて欲しい)ことが必要となる。

図書館利用を考えると、①入館する、②本を探す、③OPAC で蔵書・文献を検索する、④書棚から書籍を選ぶ、⑤(閲覧席で)本を読む/学習室で勉強する/PCを利用する/AVブースでDVD等を視聴する、⑥本やAV教材等を借りる、⑦図書館司書に相談する、⑧退館する、などの流れになる。

表1 図書館利用シーンと障害別の障壁(例)

	視覚障害	聴覚障害	下肢不自由	上肢不自由	...
入館/退館する			入口の段差が超えられない	重いドアが開けられない	
本を探す OPACで検索 書棚から選ぶ	PC画面が見えない 本が選べない		高い書棚が届かない 持ち運べない	厚い/重い本が持てない	
(閲覧席で)本を読む 学習室で勉強 PC利用 AVブースで視聴		AV教材が聞こえない	机に近寄れない ブース入口に段差		
本を借りる	カウンターがわからない				
その他 トイレ 相談	トイレの場所がわからない	会話ができない	通常のトイレが使えない		

この手順のどこかに制限がある人を障害者とする、視覚障害学生・教職員は②③④⑤⑥が、車いすを利用する下肢不自由学生・教職員は①④⑤⑥⑧が、聴覚障害学生・教職員は⑤⑦などが相当する。さらに日本語の苦手な留学生等も考慮する必要がある。横軸に障害別、縦軸に図書館利用の流れ、を表にすると(表1)、どの場面で誰にどのような障壁があるかわかりやすい。

3.2 どの時点で対応するか

障害者差別解消法第7条2では、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において(後略)」とあり、障害学生・教職員から、「図書館利用に障壁がある」と申し立てがあった場合に『義務』として対応することが求められている。しかし、申し立てがあってから対応策を考えればよい、というわけではない。第5条に「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、(中略)必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、あらかじめ障壁のない状態にすることも『努力義務』としている。基本方針の3(3)ア²⁾も参照されたい。

表2 合理的な配慮と事前的改善措置

	該当項	タイミング	順守	内容
合理的配慮の提供	第7条2	障害学生・教職員からの意思表示があった場合。	義務	障害に応じた個別対応
事前的改善措置	第5条	不特定の障害学生・教職員を想定し、あらかじめ。	努力義務	バリアフリー、ユニバーサルデザイン

例えば、杖を利用する人からの要望を受け、手すりをつけるのは“合理的配慮”になり、不特定多数の利用者のために入口にスロープを設置することは“事前的改善措置”である。合理的な配慮は、障害の特性や程度、各施設の状況など応じて変わりうる多様で個性が高いものと言える。すなわち要望を受けての合理的な配慮と、あらかじめ措置する事前的改善措置は支援の両輪と言える(表2)。

3.3 どの程度まで対応するか

障害者差別解消法が具体的な措置を義務づけている対象は2つに分けられている。

- ・行政機関等(国の行政機関, 独立行政法人等, 地方公共団体, 地方独立行政法人)
- ・事業者(商業その他の事業を行う者)

2021年5月の同法の改正により²⁾, 合理的配慮の提供は私立大学も義務となった(表3)。なお, 図書館サイトの”Web アクセシビリティ”は, 「環境の整備」の側面が強く, 努力義務とみなされる。

表3 各図書館と順守義務

	国立大学図書館, 公立大学図書館	私立大学図書館
不当な差別的取扱いの禁止	義務	
合理的配慮の提供	義務	
環境の整備	努力義務	

障害者差別解消法 第7条2では, 「行政機関等は, (略)実施に伴う負担が過重でないときは, (略)社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」とされている。この『負担が過重でない』か否かは, 基本方針の3(2)²⁾によると, 1.事務・事業への影響の程度, 2.実現可能性の程度, 3.費用・負担の程度, 4.事務・事業規模, 5.財政・財務状況 から判断することになる。

たとえば, 多目的トイレを新設・増築する際に最初から設計に組み入れたり(ユニバーサルデザイン), 障害学生・教職員からの要望を受けてトイレに手すりをつけたりする(バリアフリー)ことが望ましい。しかし, スペースが確保できない, 工事費用が高額になる, などから改修できない場合は過重な負担に該当する, と考えられ, 全ての社会的障壁を除去することを強いるものではない。法律の解釈にとらわれず, 障害学生・教職員と相談して, 図書館の状況を総合的に検討することが必要である。

同法を受け, 大学等での支援に対して, 文科省は, 2023年5月に「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を立ち上げた⁴⁾。同委員会では, 高等教育機関の具体的な合理的配慮や支援体制のあり方が議論されている。各回の論点や議論の内容などが公開されているので, 一読されると良い。

4. 読書バリアフリー法について

4.1 概要

読書バリアフリー法は, 読書が困難な人々の読書環境を整備することを目指して, 2019年6月に施行された¹⁾。同法の目的は, 第1条:視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し, 全ての国民が等しく活字文化の恵沢を享受できる社会の実現を目指している。その基本的施策として以下の9項目が挙げられている。①図書館利用に係る体制整備, ②インターネットを利用したサービス提供体制の充実, ③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援, ④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進, ⑤外国からのアクセシブルな電子書籍の入手のための環境整備, ⑥端末機器・これに関する情報の入手支援, ⑦情報通信技術の習得支援, ⑧電子書籍・端末機器に係る先端的技術の研究開発の推進, ⑨製作人材・図書館サービス人材の育成。

4.2 対象者と主体者

読書バリアフリー法の対象者は, 第2条に, 視覚障害だけでなく, 文字を読むことが困難な発達障害(ディスレクシアなど), 寝たきりや本が持てない肢体不自由, その他の障害と規定されている。そのため視覚障害者向けの点字図書, 拡大図書だけでなく, テキストデータや DAISY 図書に加えて, 音声読み上げ対応の電子書籍, オーディオブック等などが加わった。また, 関係者も大学及び高等専門

学校の附属図書館, 公立図書館, 学校図書館, 国立国会図書館, 点字図書館, サピエ図書館, 出版社, 電子書籍製作者, 端末機器開発会社, 司書, 点訳・音訳者, など非常に増えた。

4.3 関係各所の動き

(1) 国立国会図書館の取組み

文部科学省及び厚生労働省によって策定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」⁵⁾では“4(4) アクセシブルな電子書籍等を提供する民間電子書籍サービスについて、(中略)図書館における適切な基準の整理等を行い、図書館への導入を支援する。”とされ、国立国会図書館が中心となって実現に向け推進している。国会図書館は「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会」⁶⁾を設立し、その取り組み内容が報告書として公開されている。

また、2024年1月から、同図書館のデジタル化資料から全文検索用に作成したテキストデータ約247万点を、資料検索正式版(愛称:みなサーチ)を用いてダウンロードできるようになった⁷⁾。

(2) 経済産業省の取組み

まず、2022年度の電子書籍市場は6,026億円と推計され、2027年度には8,000億円を超えると予測されている(図3)⁸⁾。しかし、その内訳はコミックが5,199億円(シェア86.3%)、文字物など(文芸・実用書・写真集等)が601億円(10.0%)、雑誌226億円(3.8%)である。つまり、大部分がコミックで、読書バリアフリー

法の対象書籍は1割程度である。ちなみに2021年度はそれぞれ84.6%、10.8%、4.6%であった。また、2022年の出版市場1兆6305億円のうち、コミックは紙と電子で6770億円(全体の41.5%)となり、市場全体がコミックに支えられているのが実情である。

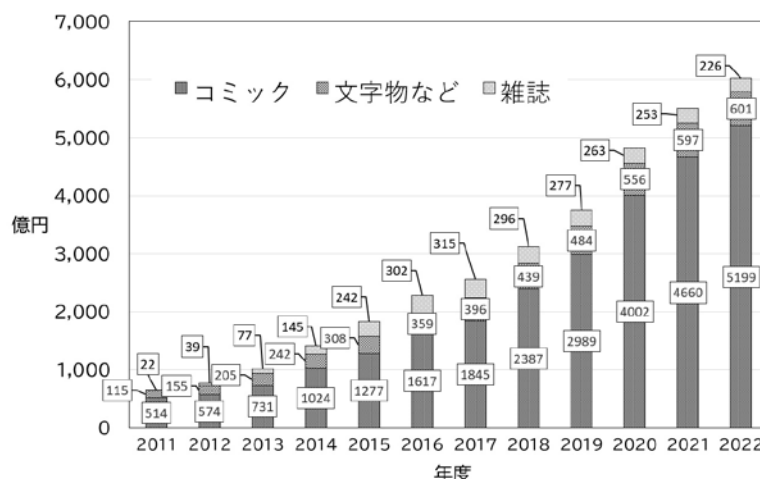


図3 ジャンル別電子書籍市場の推移

経産省では、(1)項の「基本的な計画」⁵⁾の“3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作

の支援”を実現するための検討会「読書バリアフリー環境整備のための電子書籍市場等の拡大に関する検討会」⁹⁾を2020年に立ち上げた。同検討会は、文字・活字文化推進機構¹⁰⁾等と連携し、電子書籍等の製作及び海外市場を含めた販売等の促進並びに出版者からのテキストデータ提供の促進を図るために、その障壁となる様々な課題抽出調査およびその解決に向けた方策について検討している。2023年度は、電子書籍の販売状況検索サイト(Books)を、視覚障害者でも操作できるよう改良し運用が開始された。また、リフロー型電子書籍やオーディオブックにおける諸課題の洗い出し、出版物におけるTTSの対応状況などについてヒアリング調査が実施された。詳しくは、報告書⁹⁾を一読されたい。

こうした調査研究とは別に、出版社、電子書籍製作者および視覚障害者等を取次ぐ機関として ABSC(アクセシブル・ブックス・サポート・センター)の設立準備が進められている。日本書籍出版協会の「読書バリアフリー法に対応するアクセシブル・ブックス委員会」において日本出版インフラセンター(JPO)に ABSC 設置が提案され、「ABSC 準備会レポート」がこれまでに 3 冊発刊されている¹¹⁾。

ABSC は出版業界の一次対応窓口として、出版者や関係団体との相互理解を深め、事例収集や情報共有を行う(図 4)。まず、利用者は B の障害者側のセンターに読みたい書籍を伝える。B のセンター

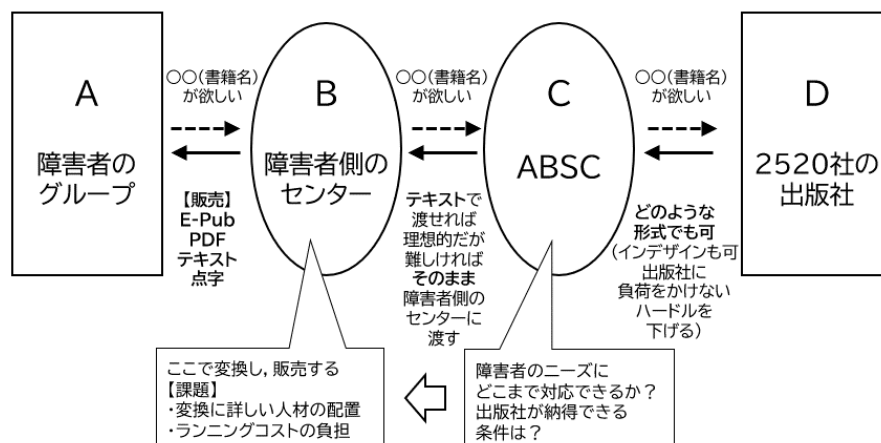


図4 書籍データの受け渡しイメージ

は ABSC と連携し、障害の程度やニーズからデータ形式を検討する。ABSC は D の各出版社にデータ提供を依頼し、B のセンター経由で利用者に書籍データを届ける、という流れを想定している。

4.4 大学図書館の取組み

読書バリアフリー法の条文のうちで、図書館関係者に最も関係するのは第 9 条である¹⁾。

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

また、「基本的な計画」¹⁾のⅢ 1において大学図書館に関しては以下のように記載されている。

【基本的考え方】公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、点字図書館とも連携して、アクセシブルな書籍等の充実、アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制整備を図る。

5. 図書館では具体的にどう対応するか^{12),13)}

5.1 最初の取組み

読書バリアフリー法には具体的な方策は明示されていないが、現実問題として障害学生は増え、大学図書館としても何らかの対応が必要である。3.1で述べたように障害学生の図書館利用の際の障壁を考えると、各大学個別の状況を重ね合わせたうえで、誰のどの障壁から対応するかを決定する。

障壁の整理(障害学生支援室と連携) × 障害種別学生数を確認(教務課等に確認)

× 図書館の利用頻度(*)

*:図書館の環境が整備されていないために、利用頻度が少ないとも言える。

5.2 当事者を交えて

障害者権利条約では、『Nothing About Us Without Us』(私たちのことを、私たち抜きに決めないで)と明記されている。図書館の利用環境を改善する際には、障害学生・教職員の意向を聞くことは非常に重要である。たとえば、視覚障害でも視力/視野の程度、歩行/移動のスキル、先天/後天か、支援機器の利用スキル等によって生じる障壁は異なり、必要な支援は様々である。

障害者差別解消法では、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」と記されているが、“障害学生・教職員から要望される前に、図書館としてできることはやるべき”と考える。3.2 で述べたバリアフリー対応、ユニバーサルデザイン対応である(表6)。

表6 バリアフリーとユニバーサルデザイン(例)

	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
入口/出口	段差解消ステップ	手すり付きの緩やかなスロープ
カウンター, 閲覧机	低めのテーブル	車いすが接近しやすいローカウンター
書架	車いすが通れる間隔, 教科書・参考図書だけは手の届く高さに配架	車いすが旋回できる広い間隔, 高さの低い書架を常設
トイレ	便器・手洗いに手すりやバーを設置	障害者用・多目的トイレ

6. 障害別の対応例

6.1 図書館へのアクセス

図書館における障害者差別解消法に対する対応については、日本図書館協会から運営方針から各種サービスなどについてのガイドライン¹⁴⁾とチェックリスト¹⁵⁾が公開されており、参考になる。

(1) 肢体不自由者向け

図書館利用における最初の障壁は入口の段差である。玄関前の段差の部分に段差プレートをつけるのは比較的安価で、容易にできる(バリアフリー 図5)。もし、改修可能であれば、設計



図5 段差プレート



図6 スロープ

時点から手すり付きの緩やかなスロープを設置する(ユニバーサルデザイン 図6)。

6.2 カウンターでの対応

(1) 肢体不自由者向け

窓口カウンターの高さに配慮する必要がある。車いす利用者や長時間立っていることが難しい障害学生・教職員のために、ローカウンターを新設したり、カウンター隣に机を並置したりすると良い。

(2) 視覚障害者向け

視覚障害学生に対しては付添い者ではなく“本人に声掛け”する。弱視学生の場合は外見ではわからないことがあるので振り舞いを観察し戸惑っているようであれば、入館証の記入などに際して、「内容をお読みしましょうか」「代筆しましょうか」などと問いかけてみる。利用者が記入する箇所を、太く枠取りし、文字は大きく見やすいフォントで書いておくと見やすい。良く見えていない、どこに書いたら良いか迷っているように感じた場合は、記入する場所に指をあてたり、本人に意向を聞いたうえで代筆したりする。『サインガイド』(図 7)を用意しておく、必要な部分だけ見えるので、まっすぐ書いたり署名したりできる。各図書館の書式にあわせて黒画用紙を切り抜いて製作できる。

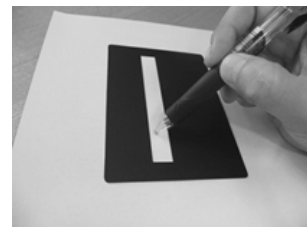


図 7 サインガイド

(3)聴覚障害者向け

聴覚障害者とのコミュニケーション方法には、手話、口話、筆談などがある。口話は、発話者が口をはっきり開けてゆっくり発声し、聞き手の聴覚障害者が声を聞きながら口の形を読みとる(読話)方法で、ある程度聞き取れる聴覚障害者に有効な手段である。筆談は、『筆談器』(図 8)などに文章や図を書いて意思伝達を行う方法である。正確さが求められる場面で、誤解を防ぐために効果的である。



図 8 筆談器

まず、カウンターで説明など聞き取れていないように感じた場合は、聴覚障害者の顔を見て(マスクは外す)、口を大きく開けてゆっくりはっきり話してみる。難聴学生の場合は外見ではわからないことがある。本人から「ゆっくり話してください」「筆談をお願いします」「手話通訳者と一緒に来ました」など、申し出ることがあった場合は、できるだけ沿うようにする。

手話は難しいと思われがちである。しかし、たとえ片言の手話であっても、当事者にその気持ちは伝わるので、「おはようございます」「こんにちは」など簡単な手話は覚えておきたい。

6.3 掲示物への配慮

(1)視覚障害者向け

弱視学生の場合、文字や情報を拡大したり白黒反転したり、設置位置に配慮したりすることで見やすくなる。筑波技術大学では、白黒反転カレンダーを使用し、掛け時計も目の高さに下げて設置している(図 9)。図書館内に掲示する新刊図書紹介、開館・休館、イベント開催通知などは大きな文字サイズで書いておくと、誰にでも見やすい(図 10)。



図 9 白黒カレンダーと掛け時計



図 10 大きな文字の掲示物



図 11 ゴシック体(左)とUDフォント(イワタ)(右)

図書館の掲示物のフォントはゴシック体系を勧めたい。明朝体系は、縦線に対して横線が細く、山やはらいで線の太さが変わる。一方、ゴシック体は、縦と横の太さがほぼ同じで、山もなく、は

らの部分が細くならない。『ユニバーサルデザイン書体(フォント種に“UD”と書いてある)』(図 11)を使うと、文字を誤読しにくくなる。本稿は“BIZ UDP”書体(Windows に標準搭載)で書いている。

また、「色覚異常」(医学用語, 「色覚障害」「色覚特性」とも)のある学生・職員は、特定の色の区別が難しい。男性 20 人に 1 人(5%)の割合といわれ、日本全体で約 300 万人にもなる。男女学生・教職員 1000 人で 25 人に相当する。図書館の開館カレンダーで“休館日が赤文字だけで表示されている”と、開館日と区別がつきにくい。「緑と濃い赤を隣接させない、色だけで情報を提示しない」など配慮すべき事項があり、掲示物への対応は重要である。詳しくは CUDO のウェブサイト¹⁶⁾を参照されたい。

6.4 館内の移動や誘導

(1) 肢体不自由者向け

館内は、車いす利用者が入り口や廊下などを楽に移動できることが必要である。車いすが通れる幅として 90cm 必要で¹⁷⁾、書架の間隔はそれ以上確保したい。また、車いす利用時に手の届く最低と最高の高さは 20cm~155cm とされている。授業関連図書など利用頻度が高い書籍は、できるだけ取りやすい高さに配置すると良い。

(2) 視覚障害者向け

視覚障害者の歩行支援(ガイドヘルプ)は、すぐに行ける支援方法である。「お手伝いしましょうか」と一声かけてカウンターまでの誘導を提案する。全盲の場合は白杖を持っていない側に立ち、当該学生に触れるようにしてひじを軽く差し出すと、本人から持ってくれる。足取りを確認してゆっくり歩き、椅子に誘導して座ってもらう。くれぐれも視覚障害者の腕や衣服をひっぱったり、後ろから押しつけないようにする。障害物がある場合は一度立ち止まり「机があるので、よけて歩きます」と一声かけて、誘導すると安全である(図 12)。



図 12 歩行の誘導と椅子の勧めかた

(3) 聴覚障害者向け

聴覚障害者には、館内図などを示して館内のレイアウトなど理解してもらう。資料があれば、身振り、指さし、筆談などで「閲覧や貸出し前に読んでもらいたい」旨を伝え、理解してもらえたかを確認する。資料などは短く簡潔に書き、記号や図も付記するとわかりやすい。また、「呼ばれてもわからず、常に声掛けについて不安」と感じる人が多いので、本人に直接声掛けする旨も伝えておくが良い。

6.5 館内の設備他

(1) 視覚障害者向け

白杖を使用する視覚障害者が図書館内を安全に移動する際の対応として、点字ブロックの敷設が思いつくが、車いす利用者や杖を利用する学生・教職員には、点字ブロックの凹凸は逆に車輪を取られたり、杖が引っかかったりしてしまう危険性がある。それを改善する製品として『歩導くん』⁸⁾がある(図 13)。凹凸が少ないので白杖と車椅子の利用者双方にとって有用である。カウンター前やトイレ入口など目印になる部分だけ敷設するのも良い。



図 13 カウンターに敷設

大学で整備したいのは、『拡大読書器』である(図 14)。印刷物をカメラで撮った画像をディスプレイに拡大表示する機器で、白黒反転表示もできる。弱視学生・教職員が自分の見やすい文字サイズに拡大して、本や論文などを読むことができる。使い方は簡単なので、事前改善措置としてあらかじめ購入しておいても良い。



図 14 拡大読書器

全盲学生・教職員の多くは点字を利用している。点字を利用＝点訳ソフトウェアや点字プリンターが必須、と考えがちだが、点訳には一定の規則がありすぐに習得できるものではない。全盲学生・教職員が、盲学校や点字図書館とのつながりを持っている場合、そこに点訳依頼する方法は効率的である。本人との話し合いで、入手した点字データを頻繁に印刷したい、という要望があった際には、点字プリンターの購入を考える必要があるかもしれない。ただし、高額な物だけに機種選定には時間をかけたい。

大学で整備したいのは、テキストファイルを提供したり、点訳を依頼したりできる『支援体制』である。全盲学生・教職員はほぼ全員が、パソコンで情報を読み書きでき、テキストファイルを合成音声で読み上げる『スクリーンリーダー』を使用している。そこで図書館などで掲示したり配布したりする印刷物は、元となる Word などの電子データを、図書館サイトに掲載したり、メール送信しておく、あらかじめ読んでもらえるので、カウンターでのやり取りがスムーズに行える。

視覚障害者や本をめくることが難しい肢体不自由者などのために『対面朗読』がある(図 15)。静穏な場所で本を読むだけのように感じるが、専門書をよどみなく正確に朗読することは意外に難しい。地域の朗読ボランティアに依頼したり、当該分野を既習した学生に依頼したりするのも良い。



図 15 対面朗読

視覚障害者向けの図書として、点字本や DAISY(デージー)図書がある。あらかじめ地元の点字図書館と連携しておく、と良い。全国の点訳書や DAISY 図書を入手できる“サピエ”¹⁹⁾、”国立国会図書館の視覚障害者向け図書サービス”²⁰⁾の情報は知っておくと良い。また、“青空文庫”²¹⁾からは、誰でも文芸作品のテキストデータをダウンロードすることができる。

最後に

大学で学ぶ障害学生の就学環境の改善については、“障害のある学生の修学支援に関する検討会”で検討され、第三次まとめ⁴⁾の序論で「他の学生と平等に「教育を受ける権利」等を享有・行使することができる環境を構築することは、(略)開かれた大学等として価値や魅力を高めるための重要な要素となる。」と述べられている。こうした報告を待つまでもなく、大学附属図書館では、これまでも蔵書、文献および各種情報を、利用者に使いやすく整備することに努めてこられたと思う。読書バリアフリー法は、その取り組み姿勢を変えるものではない。しかし、同法の施行をきっかけに、障害者への個別対応がいつそう求められている。特別なスキルがなくても、予算をかけなくても、できることはいろいろある。『できることからすぐに始める』ことが大事である。障害学生・教職員の声をよく聞いて快適な読書環境を構築していただきたい。

誰もが利用しやすい図書館を目指して -障害のある学生・教職員への支援-

参考文献 (いずれも, 参照 2024-06-05)

- 1) 文部科学省, 視覚障害者等の読書環境の整備(読書バリアフリー)について
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1421441.htm
- 2) 内閣府, 障害者差別解消法, <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
- 3) 日本学生支援機構, 令和4年度障害のある学生の修学支援に関する実態調査, 2023
https://www.jasso.go.jp/statistics/index.html#h2_anchor05
- 4) 文部科学省, 障害のある学生の修学支援に関する検討会(令和5年度), 2023
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/123/index.html
- 5) 文科省, 厚労省, 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画について
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00822.html
- 6) 国立国会図書館, 図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会
<https://www.ndl.go.jp/jp/support/report2021.html>
- 7) 国立国会図書館, 読書バリアフリーの推進に向けて、みなサーチ正式版を公開しました, 2024,
https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2023/240105_02.html
- 8) インプレス総合研究所, 電子書籍ビジネス調査報告書 2023, 2023
<https://research.impress.co.jp/report/list/ebook/501759>
- 9) 経済産業省, 「令和4年度電子書籍市場の拡大等に関する調査」に関する報告書を公表しました,
2023, https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/index.html
- 10) 文字・活字文化推進機構, <https://www.youtube.com/@mojikatsujikikou/videos>
- 11) JPO 日本出版インフラセンター, 「ABSC 準備会レポート」を入手したい方へ, 2023
<https://jpo.or.jp/absc/report/ab/>
- 12) 日本図書館協会障害者サービス委員会, 図書館利用に障害のある人々へのサービス 上巻・下巻,
日本図書館協会, 2021, (ISBN 4-8204-2107-8), (ISBN 4-8204-2108-5)
- 13) 平井利依子, 平井先生. 図書館では、視覚障害がある方に向けてどんな支援ができるの?, DB
ジャパン, 2023, (ISBN 4-86140-332-3)
- 14) 日本図書館協会, 図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン,
2016, http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/sabekai_guideline.html
- 15) 日本図書館協会, JLA 障害者差別解消法ガイドラインを活用した図書館サービスのチェックリス
ト, 2016, <http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/checklist.html>
- 16) NPO 法人 カラーユニバーサルデザイン機構, <http://www.cudo.jp/>
- 17) 国際図書館連盟ディスアドバンティジド・パーソンズ図書館分科会作業部会, IFLA 病院患者図書
館ガイドライン 2000, 日本図書館協会, 2001, (ISBN 4-8204-0118-6)
- 18) 歩導くん, トーク株式会社, <http://www.hodohkun.jp/index.html>
- 19) サピエ, <https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CNIWWW>
- 20) 国立国会図書館, 障害のある方へ, <http://ndl.go.jp/jp/service/support/index.html>
- 21) 青空文庫, <http://www.aozora.gr.jp/>